

【6】保護者等の収入の状況について

該当する口に✓を入れ、必要な書類を提出してください。

(1)生活保護(生業扶助)の受給状況について

<input type="checkbox"/>	7月1日現在、生活保護法(昭和25年法律第144条)第36条の規定による生業扶助を受給しているため、生業扶助(高等学校等就学費)受給証明書(様式2)または、生活保護受給証明書を提出します。 →記載項目は以上です
<input type="checkbox"/>	基準日現在、生活保護法(昭和25年法律第144条)第36条の規定による生業扶助を受給していません。 →【6】(2)及び【7】へ

(2)保護者等の状況及び提出書類について

次の者の個人番号カードの写し等(様式4)を添付します。

次の者の課税証明書等を添付します。

生徒が未成年(18歳未満)の場合	
①	<input type="checkbox"/> 親権者(両親)2名分
②	<input type="checkbox"/> 親権者1名分 ・離婚、死別等により親権者が1名の場合 ・親権者が2名であるが、ドメスティックバイオレンス、養育放棄等の事情があり、親権者1名の個人番号カードの写し等又は課税証明書等が提出できない場合 ※親権者が一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合を除く
③	<input type="checkbox"/> 未成年後見人()名分(複数選任されている場合は全員分) ※未成年後見人が、法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除く。
④	<input type="checkbox"/> 生徒の生計をその収入により維持している者(主たる生計維持者)1名分 ・親権者、未成年後見人が存在しない場合 等
生徒が在学中に成人した場合で、成人する直前の未成年の時点から申請の時点まで生計を維持する者に変更がない場合	
⑤	<input type="checkbox"/> 主たる生計維持者(両親等)2名分
⑥	<input type="checkbox"/> 主たる生計維持者1名分 ・離婚、死別等により主たる生計維持者が1名の場合 ・主たる生計維持者が2名存在するが、ドメスティックバイオレンス、養育放棄等の事情があり、主たる生計維持者1名の個人番号カードの写し等又は課税証明書等が提出できない場合 ・未成年の時点から親権者又は未成年後見人が存在しなかった場合 等
生徒が入学時点で成人に達している、または①～⑥に該当しないが、主たる生計維持者が存在する場合	
⑦	<input type="checkbox"/> 主たる生計維持者1名分
生徒が成人・未成年に関わらず、本人が自己で生計を維持している場合	
⑧	<input type="checkbox"/> 生徒本人 ・親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合 等

所得確認の対象が生徒本人(親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合)であるが、未成年で都道府県民税所得割及び市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ていないため、個人番号カードの写し等又は課税証明書等を提出しません。

【7】扶養親族等の状況 (生業扶助受給世帯は記入不要です。)

生徒本人、生徒本人以外の高校生等及び15歳以上(中学生は除く)23歳未満の扶養されている兄弟姉妹を記載の上、口に✓を入れてください。(※家計急変の場合は、保護者等以外の扶養親族全員を記載)

保護者等①又は②が、基準日現在、下の表に記載の者を扶養しています。

続柄 ※注1	名前	生年月日(年齢) ※注2	職業・学校名・学年等	奨学給付金の申請の有・無	申請額
本人		(歳)		有	円
兄・弟 姉・妹		(歳)		有・無	円
兄・弟 姉・妹		(歳)		有・無	円
兄・弟 姉・妹		(歳)		有・無	円

※注1 続柄欄は、対象となる高校生等を基準として記入してください。

※注2 年齢欄は、基準日現在で記入してください。

添付書類について申請前に再度確認し、口に✓を入れてください

- ・共通で提出する書類
 - 保護者等の個人番号カードの写し等又は課税証明書等
 - 生徒本人の健康保険証の写し(様式13)
- ・申請区分③の場合
 - 15歳以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹の健康保険証の写し(様式13)
 - (2人目以降の高校生等の場合)兄弟姉妹の奨学給付金申請書の写し
- ・家計急変の場合
 - 家計急変についての申立書(様式12)
 - 家計急変後の収入状況確認書類(離職票、給与支払見込証明書、収入申告書 等)
 - 世帯員全員の健康保険証の写し(様式13)
- ・学校長に給付金の受領を希望する場合
 - 委任状(様式7)
- ・兵庫県外の高等学校等に在学している場合
 - 世帯全員の住民票記載事項証明書

【6】保護者等の収入の状況について

記入例：通常分

該当する口に✓を入れ、必要な書類を提出してください。

(1)生活保護(生業扶助)の受給状況について

<input type="checkbox"/>	7月1日現在、生活保護法(昭和25年法律第144条)第36条の規定による生業扶助を受給しているため、生業扶助(高等学校等就学費)受給証明書(様式2)または、生活保護受給証明書を提出します。 →記載項目は以上です
<input checked="" type="checkbox"/>	基準日現在、生活保護法(昭和25年法律第144条)第36条の規定による生業扶助を受給していません。 →【6】(2)参照 該当する方に☑

(2)保護者等の状況及び提出書類について

添付する書類の方に☑

次の者の個人番号カードの写し等(様式4)を添付します。

次の者の課税証明書等を添付します。

生徒が未成年(18歳未満)の場合	
① <input checked="" type="checkbox"/>	親権者(両親)2名分
② <input type="checkbox"/>	親権者1名分 ・離婚、死別等により親権者が1名の場合 ・親権者が2名であるが、ドメスティックバイオレンス、養育放棄等の事情があり、親権者1名の個人番号カードの写し等又は課税証明書等が提出できない場合 ※親権者が一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合を除く
③ <input type="checkbox"/>	未成年後見人()名分(複数選任されている場合は全員分) ※未成年後見人が、法人である場合の者を除く。
④ <input type="checkbox"/>	生徒の生計をその収入により維持している ・親権者、未成年後見人が存在しない場合
生徒が在学中に成人した場合で、成人する直前の未成年	
⑤ <input type="checkbox"/>	主たる生計維持者(両親等)2名分
⑥ <input type="checkbox"/>	主たる生計維持者1名分 ・離婚、死別等により主たる生計維持者が1名であるが、主たる生計維持者が2名存在するが、1名の個人番号カードの写し等又は課税証明書等が提出できない場合 ・未成年の時点から親権者又は未成年後見人が存在しなかった場合 等
生徒が入学時点で成人に達している、または①~⑥に該当しないが、主たる生計維持者が存在する場合	
⑦ <input type="checkbox"/>	主たる生計維持者1名分
生徒が成人・未成年に関わらず、本人が自己で生計を維持している場合	
⑧ <input type="checkbox"/>	生徒本人 ・親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合 等

所得確認の対象が生徒本人(親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合)であるが、未成年で都道府県民税所得割及び市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ていないため、個人番号カードの写し等又は課税証明書等を提出しません。

こちらに該当するのは下記のようなケースです。
 ・DV・養育放棄・児童虐待のため、接触することで危害が及ぶことが考えられる場合
 ・失踪により接触することができない場合
 ・離婚協議中かつ別居中であり、課税証明書等の提出を求めたが応じてもらえない場合

①~⑧までのうちいずれか1つに☑してください
 ※令和4年4月より成人年齢が18歳に引き下げられることに伴い、申請時点で該当するケースをよくご確認ください。

・生徒が未成年(18歳未満)の場合...①~④から選択
 ・生徒が在学中に成人(18歳)したが、生計維持者(両親等)に変更がない場合...⑤又は⑥から選択
 ・入学時点で成人であるが、生計維持者が存在する場合、生徒が在学中に成人後、生計維持者に変更があった場合 等...⑦を選択

【7】扶養親族等の状況 (生業扶助受給世帯は記入不要です。)

生徒本人、生徒本人以外の未成年生徒及びその配偶者(中学生は除く)23歳未満の扶養されている兄弟姉妹を記載の上、口に✓を入れ必ずこちらに☑を入れてください。 の場合は、保護者等以外の扶養親族全員を記載)

保護者等①又は②が、基準日現在、下の表に記載の者を扶養しています。

続柄 ※注1	名前	生年月日(年齢) ※注2	職業・学校名・学年等	奨学給付金の申請の有・無	申請額
本人	兵庫 二郎	H17年6月1日 (17歳)	兵庫県立〇〇高校・2年	有	143,700 円
兄弟姉妹	兵庫 一郎	H16年4月2日 (18歳)	神戸市立△△高校・3年	有	114,100 円
兄弟姉妹				無	円
兄弟姉妹				無	円

※注1 続柄欄は、対象者の続柄を記入してください。
 ※注2 年齢欄は、基準日現在で記入してください。

中学生以下の弟妹は、記入不要です。
 令和4年7月1日現在の年齢を記入してください。
 "有"の場合は、兄弟姉妹の学校に提出する申請書の写(両面)を添付してください。

添付書類について申請前に再度確認し、口に✓を入れてください

- 共通で提出する書類
 - 保護者等の個人番号カードの写し等又は課税証明書等
 - 生徒本人の健康保険証の写し(様式13)
- 申請区分③の場合
 - 15歳以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹の健康保険証の写し(様式13)
 - (2人目以降の高校生等の場合)兄弟姉妹の奨学給付金申請書の写し
- 家計急変の場合
 - 家計急変についての申立書(様式12)
 - 家計急変後の収入状況確認書類(離職票、給与支払見込証明書、収入申告書 等)
 - 世帯員全員の健康保険証の写し(様式13)
- 学校長に給付金の受領を希望する場合
 - 委任状(様式7)
- 兵庫県外の高等学校等に在学している場合
 - 世帯全員の住民票記載事項証明書

留意事項

- イ 過去に国公立を問わず高等学校等（修業年限が3年未満のものを除く。）を卒業又は修了したことがある場合には、奨学給付金の受給資格はありません。
- ロ 2校以上の学校に在学している場合は、いずれか1校を選んで申請をしてください。
- ハ 不正に給付金を受給した場合は、返還を求められるとともに補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の規定に基づき、刑罰が科されることがあります。

記入上の注意

【高校生等】の欄は、次によって記入してください。

- イ 現在在学する高等学校等について、記入して下さい。また、過去に在学した高等学校等に在学したことがある場合には、当該学校について、全ての項目を記入して下さい。
- ロ 「在学中に給付金を受給した回数」の欄には、現在校でこれまでに給付金を受給した回数を記入して下さい。また、現在校とは別に、過去に在学した学校で受給したことがある方は、その回数も記入して下さい。

【申請区分】の欄は、次によって記入してください。

- イ 世帯状況に応じて、該当する申請区分に「○」印を付けてください。

【受領方法】の欄は、次によって記入してください。

- イ 給付金の受領を学校長に委任することができます。その場合は、別途、委任状（様式7）を提出して下さい。（学校は、給付金を代理受領し、保護者等が負担すべき学校徴収金と相殺します。）
- ロ 給付金の振り込みを希望する金融機関の口座（申請者又は対象となる高校生等の名義の口座に限る）を正確に記載して下さい。

【保護者等】及び【保護者等の収入の状況について】欄は、次によって記入してください。

- イ 保護者等とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいい、次の①～⑤は除きます。
 - ①児童福祉法第33条の2第1項、第33条の8第2項又は第47条第2項の規定により親権を行う児童相談所長
 - ②児童福祉法第47条第1項の規定により親権を行う児童福祉施設の長
 - ③法人である未成年後見人
 - ④民法第857条の2第2項に規定する財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人
 - ⑤その他生徒の就学に要する経費の負担を求めることが困難と認められる保護者
- ロ 1月1日現在に海外在住等のため、保護者等の個人番号カードの写し等又は課税証明書等を提出できない場合は、給付対象外です。
- ハ 生徒の生計をその収入により維持している者（医療保険各法（注）における扶養者等）がいるかどうかについては健康保険証（写）等により確認します。

（注）医療保険各法とは、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法をいう。

- ニ 添付書類として記載された書類以外に、学校等から証明書類の提出の求めがあった場合は、その書類を添付して下さい。

【扶養親族等の状況】の欄は、次によって記入してください。

- イ 生徒本人、生徒本人以外の高校生等及び15歳以上（中学生を除く）23歳未満の扶養されている兄弟姉妹を記入して下さい。
家計急変による申請の場合は、保護者等以外の扶養親族全員を記入して下さい。

※15歳以上（中学生は除く）23歳未満の扶養されている兄弟姉妹については、健康保険証（写）を添付して下さい。家計急変による申請の場合は、保護者等も含めて、世帯全員の健康保険証

（写）を添付して下さい。

※生徒本人以外の高校生等については、必ず学校名、学年とともに、高校生等奨学給付金の申請内容（申請の有無及び申請額）を記入して下さい。

※申請有の場合は、生徒本人以外の高校生の申請書の写し（両面）を添付して下さい。